

令和4年第10回会津若松市 農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年10月20日 午前9時00分から
- 2 場 所 会津若松市役所河東支所2階大会議室
- 3 委 員 農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 18名

		2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 15名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継		
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
		14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳			18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 1名

1番委員	庄司 遼				
------	------	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 3名

3番委員	本田 武史	13番委員	皆川 庄司	17番委員	棚木 信治
------	-------	-------	-------	-------	-------

- 6 出席した事務局職員

事務局長	小島 善樹	事務局次長	余田 郷太	主幹	鈴木 公彦
主任主査	慶徳 幸一郎	主任主査	入江 俊一郎		

農政課

--	--	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和4年第10回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。</p> <p>本日出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は15名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員3番・長尾 好章委員、農業委員4番・渡部 一夫委員、以上2名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員5番) 佐藤直意 委員</p>	<p>始めに、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>神指地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第33号1番について、推進委員5番 佐藤直意より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。これらの案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、10月15日午後4時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員2番) 島影盛継 委員</p>	<p>門田地区担当委員より2番から3番について説明願います。</p> <p>議案第33号2番から3番について、推進委員2番 島影盛継より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。これらの案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、10月16日午後1時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員10番) 武田久美子 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より4番について説明願います。</p> <p>議案第33号4番について、推進委員10番 武田久美子より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、10月15日午後2時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたし</p>

<p>会 長</p>	<p>ます。</p> <p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 33 号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
<p>会 長 (農業委員 6 番) 星 富士雄 委員</p>	<p>川南地区担当委員より 1 番について説明願います。</p> <p>農業委員 6 番 星富士雄より、議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について の 1 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、土壤改良に伴う砂利採取として一時転用するものです。 農地区分については農用区域内農地であります。申請事業である「土壤改良に伴う砂利採取」は、一時転用事業と見られることから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、10 月 17 日午前 9 時 45 分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、弓田 部会委員の 3 名の他、地区委員 7 名、事務局 1 名の計 11 名で実施したものであります。 また今回は、申請面積が 1 ヘクタールを超えているため、この合同調査に同席する形で、県農業会議の常設審議委員である喜多方市農業委員会会長・京野貞夫氏 による現地調査が実施されております。 本件については、都市計画法は手続き不要、農振法・土地改良区は同意済みであり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長 吉田武幸 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 34 号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第 35 号 農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
<p>会 長 (農業委員 5 番) 折笠康裕 委員</p>	<p>八田地区担当委員より 1 番について説明願います</p> <p>農業委員 5 番 折笠康裕より、議案第 35 号 利用権設定の 1 番について、ご報告いたします。</p>

	<p>詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、10月14日午前11時30分より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員12番) 渡邊直也 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>農業委員12番 渡邊直也より、議案第35号 利用権設定の2番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、10月18日午前9時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第35号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第35号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第36号 現況確認証明願について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
<p>会 長 (推進委員5番) 佐藤直意 委員</p>	<p>神指地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>推進委員5番 佐藤直意より、議案第36号 現況確認証明願について の1番について報告いたします。</p> <p>申請の詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、現地は平成11年頃より耕作をしておらず、以降、原野化し現在に至っているものであり、地目変更登記を行うための証明申請であります。 なお、これは合同調査でありまして、10月17日午前10時15分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、弓田 部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであり、県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、現況確認証明書の各項目について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長 農地部会長 吉田武幸 委員</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p> <p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第36号 現況確認証明願について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第36号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第37号 令和4年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する改善</p>

<p>会 長</p>	<p>意見（案）について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、農地等利用最適化検討部会長より説明を求めます。</p>
<p>折笠康裕農地等 利用最適化検討 部会長</p>	<p>このことについては、第9回総会後の農地利用最適化活動報告会及び、修正・追加の意見を全委員に対し、意見聴取をしたところ、特に意見はありませんでした。</p> <p>その後、10月14日、第4回の農地等利用最適化検討部会を開催し、最終的な検討を行ったところであり、部会での検討結果を踏まえ、文言の一部を修正のうえ、令和4年第10回市農業委員会総会の議案第37号として上程いたしました。</p> <p>この内容で、委員の皆さんのご審議をお願いするものです。</p> <p>前回からの主な修正箇所は、 まず、「1. 担い手への農地利用の集積・集約化について」の(1)地域計画(人・農地プラン)の推進についてですが、地域計画(人・農地プラン)を推進するためには、地域の代表やまとめ役(世話人)が必要であり、その対策を講じなければ先に進めないことを鑑みて文言を追加しました。</p> <p>次に、「2. 遊休農地の発生防止・解消について」の(2)多面的機能支払交付金等についてですが、主に多面的機能と中山間地域等直接支払交付金の内容であり、中山間地域等直接支払交付金の文言を追加し、趣旨を明確にしました。また、素案で示した「活動組織が農地等保全への独自活動ができるように」という文言は、中山間地域等交付金の事業内容でドローンによる農薬散布等の活動を想定していましたが、交付金で活動が可能であることから割愛しました。</p> <p>次に(2)有害鳥獣被害対策についてですが、素案で示した被害を受け荒らされた農地等の復旧に係る負担に対する財政的支援も検討することという文言は、多面的機能支払交付金等で対応が可能であることから、文言を割愛しました。また、部会では忌避剤の購入経費の話もありましたが、その効果が明確でないことから文言の追加はしませんでした。</p> <p>次に、「3. 新規参入の促進について」の(2)農業参入者へ支援についてですが、会津若松市で農業をやってみたいという農業就農希望者への情報提供に特化した内容に文言を整理しました。</p> <p>最後に、「4. その他」の(2)水田活用の直接支払交付金の見直しについてですが、畦畔を除去したもの(水田機能を持たない農地)には交付金が交付されていないことから、文言を削除しました。</p> <p>以上が主な修正箇所となります。</p> <p>なお、本案件は、第10回総会で議決をいただければ、10月31日月曜日、午後1時15分から会津若松市長に対し意見書を提出し、同日午後1時45分から会津若松市議会議長に対し意見書に係る支援を要請することとしております。</p> <p>意見書の提出、支援要請にあたっては、例年どおり、永井会長、渡部会長職務代理人、吉田農地部会長および農地等利用最適化検討部会の正副部会長、さらに事務局職員により対応したいと考えておりますので、ご了承願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>農地等利用最適化検討部会長より説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第37号 令和4年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する改善意見（案）について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第37号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>なお、市長に対する意見等の提出につきましては、例年どおり役員で対応してまいります。ご了承願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についての報告をお願いいたします。</p>
<p>会 長 事務局</p>	<p>事務局より報告願います。</p> <p>報告第25号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から8番について、事務局よりご報告いたします。</p>

会 長 会 長	<p>届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件は、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>(午前9時25分 閉会を宣言する。)</p>
------------	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和4年10月20日

会津若松市農業委員会 会長

3番農業委員

4番農業委員